

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
【本編】 Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－３ 業務の適切性等 Ⅲ－３－３ 利用者保護のための情報提供・相談機能等 Ⅲ－３－３－２ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅲ－３－３－２－１ 意義 銀行は、預金等の受入れに際し預金等に関する情報提供を行わなければならないとされており（法第 12 条の 2 第 1 項、施行規則第 13 条の 3 及び第 13 条の 4）、特に施行規則第 13 条の 5 第 1 項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、預金等との誤認を防止するために適切な説明を行うこととされている。また、銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ適切な業務運営を確保するための措置に関する社内規則等を整備し、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている（法第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条の 3、施行規則第 13 条の 5、第 13 条の 7、第 14 条の 11 の 3）。 リスク商品の販売に当たっては、銀行法のみならず金融商品取引法などの関係法令の規定も踏まえたうえで、上記の体制整備を行う必要がある。	【本編】 Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－３ 業務の適切性等 Ⅲ－３－３ 利用者保護のための情報提供・相談機能等 Ⅲ－３－３－２ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅲ－３－３－２－１ 意義 銀行は、預金等の受入れに際し預金等に関する情報提供を行わなければならないとされており（法第 12 条の 2 第 1 項、施行規則第 13 条の 3 及び第 13 条の 4）、特に施行規則第 13 条の 5 第 1 項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、預金等との誤認を防止するために適切な説明を行うこととされている。また、銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ適切な業務運営を確保するための措置に関する社内規則等を整備し、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている（法第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条の 3、施行規則第 13 条の 5、第 13 条の 7、第 14 条の 11 の 3）。 リスク商品の販売に当たっては、銀行法のみならず金融商品取引法などの関係法令の規定も踏まえたうえで、上記の体制整備を行う必要がある。

改 正 案	現 行
特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本に損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金等（以下「特定預金等」という。）については、金融商品取引法の行為規制が準用され、契約締結前の<u>情報提供義務</u>、広告等の規制等の対象とされていることにも留意する必要がある。（法第 13 条の 4、施行規則第 14 条の 11 の 4 から第 14 条の 11 の <u>31</u>） Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点 こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。 （１）・（２） （略） （３）リスク商品に係る業務 ① （略） ② 特定預金等の受入れ 特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－２－３－２－１ 適合性原則」、「Ⅲ－２－３－２－３ 広告等の規制」、「Ⅲ－２－３－２－４ 顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ－３－１－２（３）高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。 特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標	特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本に損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金等（以下「特定預金等」という。）については、金融商品取引法の行為規制が準用され、契約締結前の<u>書面交付義務</u>、広告等の規制等の対象とされていることにも留意する必要がある。（法第 13 条の 4、施行規則第 14 条の 11 の 4 から第 14 条の 11 の <u>30</u>） Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点 こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。 （１）・（２） （略） （３）リスク商品に係る業務 ① （略） ② 特定預金等の受入れ 特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－２－３－２－１ 適合性原則」、「Ⅲ－２－３－２－３ 広告等の規制」、「Ⅲ－２－３－２－４ 顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ－３－１－２（３）高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。 特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標

改 正 案	現 行
に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。 例えば、以下の事項について、<u>契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をして説明すること</u>としているか。 イ. ～ハ. (略) ③・④ (略) (4) (略) Ⅲ－３－５ 苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む） Ⅲ－３－５－４ <u>各種書面に記載すべき事項に係る情報提供</u> 銀行は、各種書面（預金者等に対する情報の提供、契約締結前交付書面等）<u>等</u>において金融ＡＤＲ制度への対応内容を<u>提供</u>することが、法令上、義務付けられている。それら書面<u>等</u>においては、指定ＡＤＲ機関が存在しない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を<u>提供</u>する必要があるが、例えば、銀行が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理・紛争解決にかかる業務の一部を他の機関に委託等している場合、当該他の機関も含む。）の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を<u>提供</u>すべきことに留意する。	に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。 例えば、以下の事項について、<u>契約締結前交付書面を交付して説明すること</u>としているか。 イ. ～ハ. (略) ③・④ (略) (4) (略) Ⅲ－３－５ 苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む） Ⅲ－３－５－４ <u>各種書面への記載</u> 銀行は、各種書面（預金者等に対する情報の提供、契約締結前交付書面等）において金融ＡＤＲ制度への対応内容を<u>記載</u>することが、法令上、義務付けられている。それら書面には、指定ＡＤＲ機関が存在しない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を<u>記載</u>する必要があるが、例えば、銀行が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理・紛争解決にかかる業務の一部を他の機関に委託等している場合、当該他の機関も含む。）の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を<u>記載</u>すべきことに留意する。

改 正 案	現 行
Ⅷ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理 Ⅷ－３－２ 許可申請に係る事務処理 Ⅷ－３－２－２ 許可の審査に当たっての留意点 Ⅷ－３－２－２－２ 業務遂行能力に関する審査 法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 1 号から第 5 号、第 9 号、第 12 号から第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。 (１) ～ (５) (略) (６) 社内規則に係る主な留意点（施行規則第 34 条の 37 第 3 号二） 銀行代理業者は、銀行代理業に関する社内規則を定める必要があるが、許可の審査において社内規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑧につき留意することとする。 ① (略) ② 契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法	Ⅷ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理 Ⅷ－３－２ 許可申請に係る事務処理 Ⅷ－３－２－２ 許可の審査に当たっての留意点 Ⅷ－３－２－２－２ 業務遂行能力に関する審査 法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 1 号から第 5 号、第 9 号、第 12 号から第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。 (１) ～ (５) (略) (６) 社内規則に係る主な留意点（施行規則第 34 条の 37 第 3 号二） 銀行代理業者は、銀行代理業に関する社内規則を定める必要があるが、許可の審査において社内規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑧につき留意することとする。 ① (略) ② 契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法

改 正 案	現 行
社内規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並びに契約締結時の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、それら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的に定められているか。 ③ （略） ④ 研修の実施方法 社内規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明及び書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を顧客に行えるよう営業の担当者等に適切に研修等を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定められているか。 ⑤～⑧ （略） （７） （略）	社内規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並びに契約締結時の書面交付の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、それら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的に定められているか。 ③ （略） ④ 研修の実施方法 社内規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明及び書面交付を顧客に行えるよう営業の担当者等に適切に研修等を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定められているか。 ⑤～⑧ （略） （７） （略）